2 定年制等

(1) 定年制

定年制を定めている企業割合は92.2%(前年92.9%)となっており、そのうち「一律に定めている」企業割合は98.8%(同98.9%)、「職種別に定めている」企業割合は1.0%(同1.0%)となっている(第13表)。

第13表 定年制の有無、定年制の定め方別企業割合

(単位:%)

		定名	 F制を I				(単位:%) 定年制を
年・企業規模・産業	全企業	定	定めて いる企業 ^{注)}		職種別に 定めて いる	その他	定めていない企業
平成24年	100.0	92. 2	(100.0)	(98.8)	(1.0)	(0.2)	7.8
23	100.0	92.9	(100.0)	(98.9)	(1.0)	(0.2)	7.1
22	100.0	93. 1	(100.0)	(98.7)	(1.2)	(0.1)	6.9
21	100.0	91.8	(100.0)	(98.5)	(1.1)	(0.4)	8.2
20	100.0	94. 4	(100.0)	(98.4)	(1.1)	(0.5)	5. 6
1,000人以上	100.0	99.3	(100.0)	(98.4)	(1.0)	(0.5)	0.7
300~999人	100.0	99.2	(100.0)	(98.1)	(1.4)	(0.4)	0.8
100~299人	100.0	97.6	(100.0)	(98.7)	(1.1)	(0.2)	2.4
30 ~ 99人	100.0	89.8	(100.0)	(98.9)	(1.0)	(0.2)	10.2
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	97.1	(100.0)	(97.8)	(2.2)	(-)	2.9
建設業	100.0	93.4	(100.0)	(98.2)	(1.7)	(0.1)	6.6
製造業	100.0	97.9	(100.0)	(99.9)	(0.1)	(0.0)	2. 1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	(100.0)	(98.2)	(1.8)	(-)	_
情報通信業	100.0	98.2	(100.0)	(99.1)	(0.9)	(-)	1.8
運輸業,郵便業	100.0	94. 3	(100.0)	(96.0)	(2.8)	(1.2)	5. 7
卸売業, 小売業	100.0	91.1	(100.0)	(98.7)	(1.2)	(0.1)	8.9
金融業,保険業	100.0	100.0	(100.0)	(99.0)	(0.2)	(0.8)	_
不動産業,物品賃貸業	100.0	93. 5	(100.0)	(95.8)	(3.0)	(1.2)	6. 5
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	95. 7	(100.0)	(99.4)	(0.3)	(0.3)	4. 3
宿泊業,飲食サービス業	100.0	72.3	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	27. 7
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	89. 2	(100.0)	(99.8)	(0.2)	(-)	10.8
教育,学習支援業	100.0	88. 4	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	11.6
医療,福祉	100.0	90.9	(100.0)	(97.4)	(2.3)	(0.2)	9. 1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	88. 2	(100.0)	(98.0)	(1.8)	(0.1)	11.8

注: ()内の数値は、「定年制を定めている企業」を100とした割合である。

(2) 一律定年制における定年年齢の状況

一律定年制を定めている企業について、「65 歳以上」を定年年齢とする企業割合は、14.5% (前年14.0%) となっている。

企業規模別にみると、1,000 人以上が 3.9%(同 3.1%)、300~999 人が 4.9%(同 3.9%)、100~299 人が 8.5%(同 6.5%)、30~99 人が 17.6%(同 17.6%)となっている。産業別にみると、医療、福祉が 44.0%(同 35.6%)で最も高く、鉱業、採石業、砂利採取業が 4.6%(同 5.1%)で最も低くなっている。(第 14 表)

第14表 一律定年制を定めている企業における定年年齢階級別企業割合

(単位・%)

								(里	·位:%)
年・企業規模・産業	一律定年制 を定めて いる企業 ^{注)}	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳 以上	(再掲) 65歳 以上
平成24年	[98.8] 100.0	82. 7	0. 2	1. 1	0.9	0.5	13. 6	1. 0	14. 5
23	[98.9] 100.0	82.2	0.5	1. 1	1.4	0.7	13. 1	0.9	14.0
22	[98.7] 100.0	82.7	0.5	1. 1	1.9	0.5	12.3	1.0	13.3
21	[98.5] 100.0	82.4	0.3	1. 3	2.3	0.2	12.7	0.7	13.5
20	[98.4] 100.0	85. 2	0.2	1.1	2.5	0.1	10.7	0.1	10.9
1,000人以上	[98.4] 100.0	93. 4	0.6	0.5	1.5	0.1	3.8	0.1	3. 9
300~999人	[98.1] 100.0	92.1	0.6	0.7	1. 1	0.6	4.8	0.0	4.9
100~299人	[98.7] 100.0	88.2	0.6	1.3	0.8	0.6	8.4	0.1	8.5
30 ~ 99人	[98. 9] 100. 0	79. 9	0.1	1. 1	0.9	0.5	16. 3	1.3	17.6
鉱業,採石業,砂利採取業	[97.8] 100.0	91.7	1.4	-	2.3	-	4.6	-	4.6
建設業	[98.2] 100.0	85. 2	_	1.2	0.9	0.9	11.0	0.9	11.9
製造業	[99.9] 100.0	88.6	0.1	0.9	1.2	0.1	8.7	0.3	8.9
電気・ガス・熱供給・水道業	[98.2] 100.0	86.9	0.5	4.2	0.6	1.2	6.6	_	6.6
情報通信業	[99.1] 100.0	87. 9	0.2	1.4	_	_	10.5	_	10.5
運輸業,郵便業	[96.0] 100.0	74. 2	0.5	1.0	0.6	0.2	22.6	0.9	23.5
卸売業, 小売業	[98.7] 100.0	87.7	0.1	0.6	0.2	0.1	10.7	0.5	11.2
金融業,保険業	[99.0] 100.0	89.8	1.1	1.2	0.8	_	7. 1	_	7. 1
不動産業,物品賃貸業	[95.8] 100.0	84.3	_	1.0	1.0	_	13.5	0.1	13.6
学術研究, 専門・技術サービス業	[99.4] 100.0	77.8	0.4	4.0	2.0	3. 1	12.7	-	12.7
宿泊業,飲食サービス業	[100.0] 100.0	69. 2	_	2.9	0.5	1.5	22.5	3.4	25.9
生活関連サービス業,娯楽業	[99.8] 100.0	84. 9	_	0.7	1.5	-	11. 1	1.9	12.9
教育,学習支援業	[100.0] 100.0	83.8	-	_	1.2	_	14. 9	-	14.9
医療,福祉	[97.4] 100.0	52. 5	0.1	1. 3	_	2.2	40.7	3.3	44.0
サービス業(他に分類されないもの)	[98.0] 100.0	69.8	1. 3	0.7	2. 3	1. 7	20. 9	3. 3	24. 3

注: []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

(3) 一律定年制における定年後の措置

ア 勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況

一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度若しくは再雇用制度又は両方の制度があ る企業割合は92.1%(前年93.2%)となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が97.7% (同 98.0%)、300~999 人が 97.8% (同 97.3%)、100~299 人が 96.2% (同 97.7%)、30~ 99人が90.2%(同91.3%)となっている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が 97.6% (同 98.8%) で最も高く、医療,福祉が 78.4% (同 89.2%) で最も低くなっている。 制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は11.4%(同9.3%)、「再雇用制度のみ」 の企業割合は71.6%(同73.2%)、「両制度併用」の企業割合は9.1%(同10.7%)となって いる。(第15表)

第 15 表 一律定年制を定めている企業における勤務延長制度、再雇用制度の有無別企業割合

		•						(単位:%)
年・企業規模・産業	一律定年制 を定めて いる企業 ^{注)}	制度がある企業	勤務延長 制度のみ	再雇用制度のみ	両制度 併用	制度が ない 企業	(再掲)制度 勤務延長 制度(両 制度が用 を含む)	度がある 再雇用制 度(用制 度併用 含む)
平成24年 23 22 21 20 1,000人以上	[98.8] 100.0 [98.9] 100.0 [98.7] 100.0 [98.5] 100.0 [98.4] 100.0	92. 1 93. 2 91. 3 90. 1 90. 0	9. 3 11. 5 11. 3 11. 0 4. 3	73. 2 68. 5 64. 6 70. 9 87. 6	9. 1 10. 7 11. 3 14. 2 8. 1 5. 9	7. 9 6. 8 8. 7 9. 9 10. 0 2. 3	20. 5 20. 0 22. 8 25. 5 19. 1	80. 7 83. 9 79. 8 78. 8 79. 0 93. 5
300~999人 100~299人 30~ 99人 鉱業,採石業,砂利採取業	[98. 1] 100. 0 [98. 7] 100. 0 [98. 9] 100. 0 [97. 8] 100. 0	97. 8 96. 2 90. 2	8. 2 13. 2		6. 4 7. 4 10. 0 8. 3	2. 2 3. 8 9. 8 4. 6	11. 2 15. 6 23. 2 10. 6	93. 1 88. 0 77. 0 93. 1
建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業	[98.2] 100.0 [99.9] 100.0 [98.2] 100.0	92. 8 95. 5 97. 6	7. 3 10. 3 5. 2	76. 9 76. 3 89. 6	8. 6 8. 8 2. 8	7. 2 4. 5 2. 4	15. 9 19. 1 8. 0	85. 5 85. 1 92. 4
情報通信業 運輸業,郵便業 卸売業,小売業 金融業,保険業	[99. 1] 100. 0 [96. 0] 100. 0 [98. 7] 100. 0 [99. 0] 100. 0	90. 9 95. 8 91. 9 94. 0	16. 9 11. 1 2. 4		5. 7 8. 7 9. 0 4. 9	9. 1 4. 2 8. 1 6. 0		87. 8 78. 9 80. 7 91. 6
不動産業,物品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業 宿泊業,飲食サービス業 生活関連サービス業,娯楽業 教育,学習支援業	[95.8] 100.0 [99.4] 100.0 [100.0] 100.0 [99.8] 100.0 [100.0] 100.0	92. 1 90. 7 80. 3 90. 0 87. 4	8. 5 12. 4 18. 0	59.8	10. 4 8. 9 12. 9 12. 2 4. 9	7. 9 9. 3 19. 7 10. 0 12. 6	18. 2 17. 4 25. 4 30. 2 18. 2	84. 3 82. 2 67. 9 72. 0 74. 1
医療, 福祉 サービス業(他に分類されないもの)	[97.4] 100.0 [98.0] 100.0	78. 4 91. 5	14.6	50. 4 68. 3	13. 4 8. 4	21. 6 8. 5	28. 0 23. 3	63. 7 76. 7

注: []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

イ 勤務延長制度及び再雇用制度の最高雇用年齢

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業のうち、最高雇用年 齢を定めている企業割合は、勤務延長制度がある企業で56.3%(前年56.2%)、再雇用制度が ある企業で80.3% (同79.0%) となっている。

最高雇用年齢を定めている企業における最高雇用年齢をみると、「65歳以上」を最高雇用年 齢とする企業割合は、勤務延長制度がある企業で94.4%(同91.1%)、再雇用制度がある企業 で93.6%(同92.4%)となっている。(第16表)

第 16 表 最高雇用年齢の有無、最高雇用年齢階級別企業割合

(畄位・%)

			(単位:%)				
定年後の措置、 年・企業規模	一律定年制で 定年後の制度 がある企業 ¹⁾	最高雇用 年齢を定めて いる企業 ²⁾³⁾	64歳	65歳	66歳 以上	(再掲) 65歳 以上	最高雇用 年齢を定めて いない企業
勤務延長制度4)							
平成24年 23 22 21 20 1,000人以上	[20. 5] 100. 0 [20. 0] 100. 0 [22. 8] 100. 0 [25. 5] 100. 0 [19. 1] 100. 0 [10. 2] 100. 0	56. 3 (100. 0) 56. 2 (100. 0) 55. 8 (100. 0) 50. 9 (100. 0) 50. 8 (100. 0) 74. 4 (100. 0)	(5. 6) (7. 3) (1. 7) (1. 3) (2. 0) (10. 3)	(75. 8) (73. 9) (80. 7) (76. 1) (66. 6) (80. 9)	(18. 5) (17. 1) (11. 8) (14. 8) (17. 8) (8. 8)	(94. 4) (91. 1) (92. 5) (90. 8) (84. 4) (89. 7)	43. 7 43. 8 44. 2 49. 1 49. 2 25. 6
300~999人 100~299人 30~ 99人	[11. 2] 100. 0 [15. 6] 100. 0 [23. 2] 100. 0	68.8 (100.0) 66.9 (100.0) 53.4 (100.0)	(5. 6) (6. 3) (5. 4)	(74. 5) (76. 5) (75. 6)	(19. 9) (17. 2) (19. 0)	(94. 4) (93. 7) (94. 6)	31. 2 33. 1 46. 6
再雇用制度 ⁴⁾ 平成24年 23 22 21 20	[80. 7] 100. 0 [83. 9] 100. 0 [79. 8] 100. 0 [78. 8] 100. 0 [79. 0] 100. 0	80. 3 (100. 0) 79. 0 (100. 0) 77. 1 (100. 0) 73. 6 (100. 0) 75. 3 (100. 0)	(6. 4) (7. 0) (2. 1) (3. 4) (4. 1)	(88. 3) (87. 4) (87. 8) (83. 1) (84. 8)	(5. 2) (5. 0) (4. 0) (4. 5) (3. 4)	(93. 6) (92. 4) (91. 8) (87. 6) (88. 1)	19. 7 21. 0 22. 9 26. 4 24. 7
1,000人以上 300~999人 100~299人 30~ 99人	[93. 5] 100. 0 [93. 1] 100. 0 [88. 0] 100. 0 [77. 0] 100. 0	92. 4 (100. 0) 91. 2 (100. 0) 85. 4 (100. 0) 76. 8 (100. 0)	(5.8) (7.5) (7.7) (5.8)	(91. 8) (89. 5) (87. 8) (88. 2)	(2. 4) (3. 0) (4. 5) (6. 0)	(94. 2) (92. 5) (92. 3) (94. 2)	7. 6 8. 8 14. 6 23. 2

[]]内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある(両制度任 「最高雇用年齢を定めている企業」の平成20年~23年には「63歳」を最高雇用年齢とする企業を含む。 ()内の数値は、「最高雇用年齢を定めている企業」を100とした割合である。 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。 (両制度併用を含む。) 企業割合である。

ウ 勤務延長制度及び再雇用制度の適用対象者の範囲

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業について、勤務延長 制度、再雇用制度が適用される対象者の範囲をみると、勤務延長制度がある企業は、「原則と して希望者全員」とする企業割合が最も多く、49.1%(前年 52.3%)となっている。再雇用 制度がある企業は、「基準に適合する者全員」とする企業割合が最も多く、57.5%(同55.6%) となっている。(第17表)

第 17 表 勤務延長制度、再雇用制度の適用対象者の範囲別企業割合

(畄位・%)

	勤務延長制度1)				再雇用制度1)						
年・企業規模	一律定年制で 定年後の制度 がある企業 ²⁾	原則とし て希望者 全員	基準に適 合する者 全員	その他	一律定年 定年後の がある企	制度	原則とし て希望者 全員	基準に適 合する者 全員	その他		
平成24年	[20.5] 100.0	49. 1	46. 6	4. 3	_	100.0	39. 9	57. 5	2. 6		
23	[20. 0] 100. 0	52.3	43.7	4. 1	[83.9]	100.0	41.1	55.6	3. 2		
22	[22.8] 100.0	57.5	37.8	4.7	[79.8]	100.0	42.3	54.7	3. 1		
21	[25. 5] 100. 0	56.6	35. 5	7.8	[78.8]	100.0	44.0	49. 9	6.2		
20	[19. 1] 100. 0	58. 7	33. 5	7.8	[79.0]	100.0	43. 3	51. 2	5. 5		
1,000人以上	[10.2] 100.0	45.9	45.6	8.5	[93.5]	100.0	25. 2	73. 1	1.7		
300~999人	[11. 2] 100. 0	41.7	49. 2	9. 1	[93.1]	100.0	23.7	73. 7	2.5		
100~299人	[15. 6] 100. 0	56.6	36. 7	6.7	[88.0]	100.0	33.3	63. 2	3.6		
30 ~ 99人	[23. 2] 100. 0	48.0	48. 5	3. 5	[77.0]	100.0	44. 6	53. 1	2. 4		

[「]勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

^{3) ()}内の数値は、「 4) 「勤務延長制度」、

^{2) []}内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある(両制度併用を含む。)企業割合である。